

川崎市アスベスト対策報告書

(平成24年度)

平成25年11月

川崎市アスベスト対策会議

はじめに

平成 17 年 6 月末に、兵庫県のアスベスト製品製造工場の従業員、家族や周辺の住民に、アスベストの吸引が原因とみられる中皮腫等の疾患が多数発症している実態が公表され、この公表を契機として、アスベストによる健康不安等が全国的に高まりました。

川崎市では、早急に対応策を構築する必要があると考え、昭和 63 年度に設置した「川崎市アスベスト対策推進協議会」を廃止し、平成 17 年 8 月「川崎市アスベスト対策会議」を設置しました。この会議は、環境対策、健康対策及び市有施設対策について、全庁的に連携した対策を主導的に推進し、進捗管理を行うことにより、迅速かつ的確な対策を図ることを目的としています。

今後とも、アスベストに関する情報の収集や現状の把握等に努めるとともに、国や他の地方自治体の動向を踏まえながら、市民の不安解消を目指してアスベスト対策に取り組んでまいります。

川崎市アスベスト対策会議

目 次

I	アスベスト対策会議の趣旨と構成	1
1	アスベスト対策会議の目的	1
2	これまでの経過	1
3	組織の構成と所掌事項	1
4	アスベスト対策体系図	3
II	平成 24 年度の取組結果	5
II-1	環境対策	5
1	アスベスト発生源の指導・調査	5
2	アスベスト廃棄物の処理	6
3	一般家庭から排出されるアスベスト廃棄物に対する対応	6
4	建設リサイクル法に基づく解体現場への立入	6
5	庁内及び労働基準監督署との連携による立入検査の実施	6
6	支援措置	6
II-2	健康対策	7
1	市民の健康不安への対応	7
2	学校における健康不安への対応	7
3	健康被害や健康不安を持つ市民への対応	7
4	「石綿による健康被害の救済に関する法律」に対する対応	7
5	勤労市民への情報の提供等相談の対応	7
II-3	市有施設対策	8
1	市有施設の解体等工事の適正実施	8
2	市有施設における石綿含有煙突断熱材に関する調査の実施※	8
III	平成 25 年度の主な取組内容	9
1	環境対策	9
2	健康対策	9
3	市有施設対策	9

資料編

- 資料 1 平成 24 年度川崎市アスベスト対策会議開催状況
- 資料 2 川崎市アスベスト対策会議設置要綱
- 資料 3 市有施設における石綿含有煙突断熱材に関する調査の実施について
- 資料 4 川崎市におけるアスベスト対策の推移
- 資料 5 アスベスト相談窓口一覧

※:平成 24 年度中に新たに実施した事業

I アスベスト対策会議の趣旨と構成

1 アスベスト対策会議の目的

アスベストによる環境汚染、健康不安等の諸問題に対して、関係部局が連携して対策を推進する。

2 これまでの経過

会議の経過	主な動向
<ul style="list-style-type: none">○ 昭和 63 年度 「川崎市アスベスト対策推進協議会」設置○ 平成 17 年 8 月 「川崎市アスベスト対策会議」を設置し、その下部組織として「環境対策部会」、「健康対策部会」、「施設管理部会」の 3 部会を設置するとともに「川崎市アスベスト対策推進協議会」を廃止○ 平成 20 年度 3 部会を廃止、それに代わるものとして幹事会を設置○ 平成 24 年度 対策方針を明確化し一定の成果が得られたことから、実務レベルの対策を確実に進めるために、座長を副市長から環境局長に、副座長を環境局長から環境対策部長に、委員を局長から施設管理を行う部長級に変更	<ul style="list-style-type: none">○ 昭和 62 年 市の公共施設 365 施設中 61 施設に吹付け石綿の使用が判明○ 平成 17 年 6 月 兵庫県尼崎市の石綿製品工場の従業員、周辺住民に中皮種等の健康被害（クボタショック）

3 組織の構成と所掌事項

【アスベスト対策会議】

座長 : 環境局長

副座長 : 環境対策部長

委員 : 各局（区）の施設管理を所管する部長級職員

所掌事項 : ○アスベストの現状把握及び対策方針

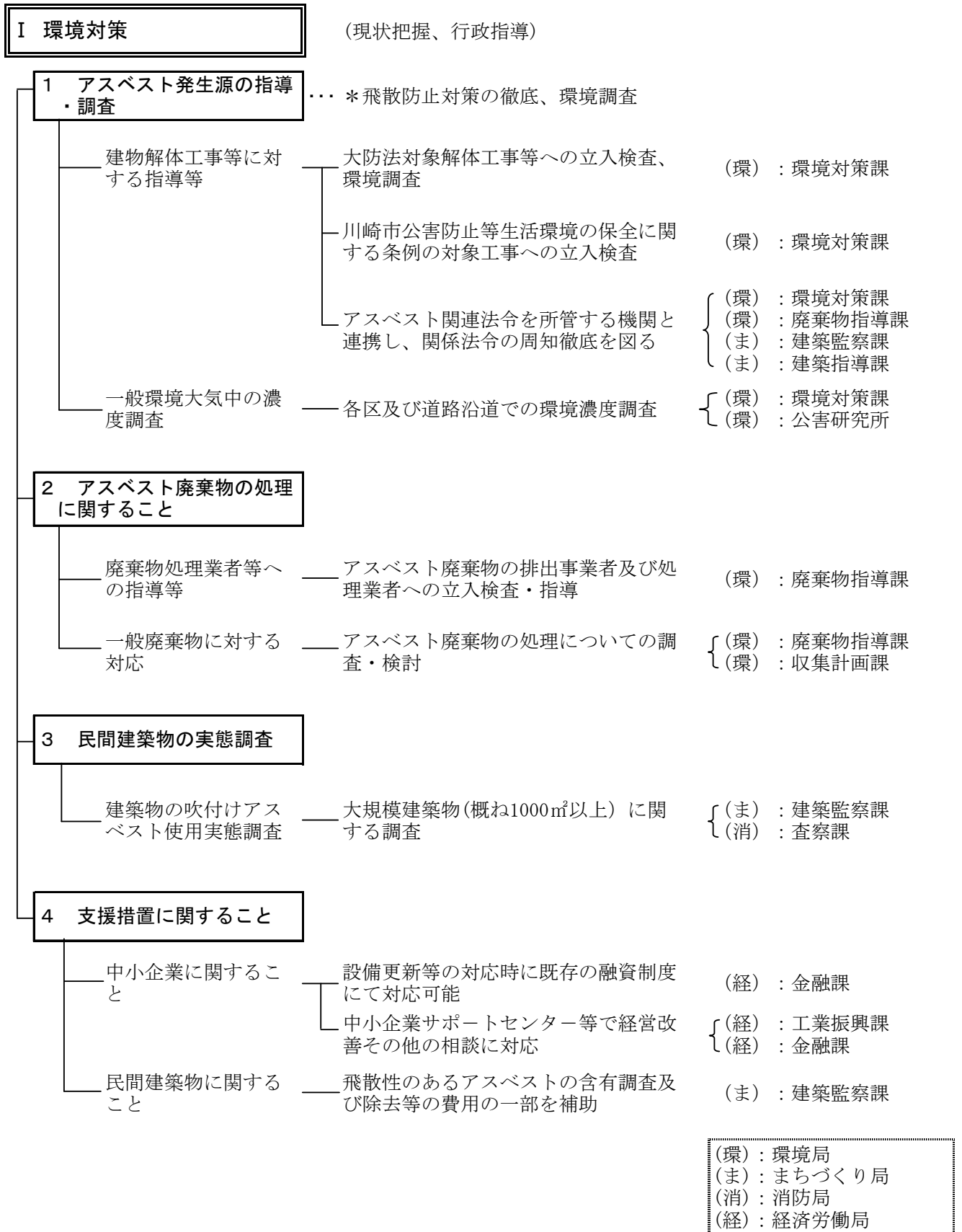
○アスベスト対策の推進に関する関係部局間の調整

○その他アスベスト対策について必要な事項

【アスベスト対策会議幹事会】

会長：環境対策部長		
幹事	主な所掌事項	
環境局環境対策部環境対策課長	○大気汚染防止法等関係 ○大気環境の測定及び公表関係	○アスベストに関する市民等への情報提供 ○庁内関係課に対する情報提供や適切な指示・指導等
環境局生活環境部廃棄物指導課長	○石綿含有廃棄物等の処理指導関係	
健康福祉局保健医療部健康増進課長	○健康不安に対する相談等関係	
健康福祉局保健医療部環境保健課長	○石綿健康被害救済法等関係	
まちづくり局施設整備部施設計画課長	○市所有施設のアスベスト対策関係 ○「市有施設の維持管理等に係るアスベスト対策要領」関係	
まちづくり局施設整備部公共建築担当課長		
まちづくり局施設整備部施設保全担当課長		
まちづくり局指導部建築指導課長	○建設リサイクル法等関係	
まちづくり局指導部建築監察課長	○建築基準法等関係	

4 アスベスト対策体系図



II 健康対策

(健康不安に対する相談・検診、医療相談)

市民の健康不安への対応と労働者への広報等

市民の健康不安への対応	健康不安に対する市民の相談窓口	(区) : 保健福祉センター 地域保健福祉課 地域健康支援担当
	健康相談等の広報、各区保健福祉センターとの連絡調整、相談支援等	(健) : 健康増進課
学校における健康不安への対応	学校における児童、生徒、教職員等の健康の把握及び関係機関との連携	(教) : 健康教育課
健康被害や健康不安を持つ市民への対応	市民からの検査・診断等の申込に対する対応	アスベスト相談外来 (病) : 井田病院
「石綿による健康被害の救済に関する法律」の施行に伴う対応	「石綿による健康被害の救済に関する法律」の施行(平成18年3月27日)に伴い、各区役所保健福祉センター(保健所)で平成18年4月3日から申請受付業務実施	(健) : 環境保健課
勤労市民への情報の提供等相談の対応	労働情報誌等での情報提供	(経) 労働雇用部
	労働基準監督署との連携、情報収集	(経) 労働雇用部
	常設の労働相談コーナーでの面談、電話相談等	(経) 労働雇用部

III 市有施設対策

(市所有施設のアスベスト対策)

市有施設に対する実態把握と飛散防止対策について

* 市有施設(市施設・市営住宅・市立病院・市教育施設等)の調査及び対策の実施

実態調査(一次～三次) 一次調査: 施設管理者による調査 二次調査: 詳細技術調査 三次調査: 成分分析調査	所管課
実態調査結果に応じ、対策を実施(管理台帳整理)	所管課

IV アスベスト対策の着実な推進

* 正確な情報の提供・推進体制の整備

市広報・ホームページ等による総合的な情報の迅速提供	(環) : 環境対策課等 所管課
国・神奈川県・横浜市との情報の共有・連携の促進	(環) : 環境対策課等 所管課
アスベスト対策会議における対策の着実な推進	全庁

(区) : 各区役所
(健) : 健康福祉局
(教) : 教育委員会
(病) : 病院局
(経) : 経済労働局
(環) : 環境局

II 平成 24 年度の取組結果

II-1 環境対策

1 アスベスト発生源の指導・調査（環境局：環境対策課）

(1) 解体等工事現場における飛散防止対策

大気汚染防止法及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例により、石綿含有建築材料を使用した建築物等の解体等作業に対する立入検査を実施し、届出書の内容と解体等作業における作業基準の実施状況等について、確認や指導を行った。

ア 大気汚染防止法に基づく対応

吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材に関する特定粉じん排出等作業実施届出書を 210 件受理し、そのうち吹付け石綿等の除去工事現場 81 か件（104 工区）に立入検査を行い、作業基準の順守状況の確認等により、適正な除去工事の指導を行った。

イ 条例に基づく対応

石綿含有成形板の工事に関する事前調査結果届出書を 599 件受理し、全ての解体工事現場に立入検査を行い、届出漏れの検査や作業基準の遵守状況の確認等により、適正な解体工事の指導を行った。

(2) 大気濃度調査

市内 8 地点において、夏季及び冬季にアスベストの大気濃度調査を行った。測定結果の最大値 0.12 本/L であり、世界保健機関（WHO）により問題のないとされる濃度^{※1}以下であった。

表 平成 24 年度アスベスト大気濃度測定結果 (単位:本/L)

	川崎区 (田島町)	幸 区 (戸手本町)	中原区 (小杉町)	高津区 (溝口)	宮前区 (宮前平)	多摩区 (登戸)	麻生区 (百合丘)	沿 道 (池上)
夏季 ^{※2}	0.10	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満
冬季 ^{※3}	0.10 未満	0.10	0.10 未満	0.10 未満	0.12	0.10	0.10 未満	0.10 未満

※1 世界保健機関（WHO）の環境保健クライテリアによれば世界の都市部の一般環境中のアスベスト濃度は 1～10 本/L 程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い。

※2 夏季：平成 24 年 8 月 21 日～23 日に実施。

※3 冬季：平成 24 年 12 月 11 日～13 日に実施。

(3) 煙突内部に使用されているアスベスト含有断熱材からの石綿飛散防止

国土交通省の調査により、石綿含有煙突断熱材の劣化により煙突開口部のある室内に石綿が飛散する恐れがあることがわかり、環境省からの地方自治体あての通知に基づき、大気汚染防止法対象施設の管理者及び市有施設の管理者あてに、石綿含有煙突断熱材からの石綿飛散防止対策について依頼した。（資料 3 9 ページ参照）

2 アスベスト廃棄物の処理（環境局：廃棄物指導課）

事業者から排出されるアスベスト廃棄物は、廃石綿等（除去工事により除去された吹付け石綿、保温材、断熱材及び耐火被覆材等）及び石綿含有産業廃棄物（石綿含有スレート、石綿含有ビニル床タイル等が解体工事等により撤去され廃棄物になったもの）があり、それらの適正処理に向けて以下のとおり取組を実施した。

(1) 適正処理の確認及び指導の対応

産業廃棄物処理委託契約書等が添付された「特定粉じん排出等作業実施届出書」及び「石綿排出等作業実施届出書」を合議に基づき、確認及び指導する体制を整えたことにより、合計 256 件のアスベスト廃棄物の適正処理の確認及び指導を行った。

(2) 立入検査の状況

関係部局と連携し、アスベスト廃棄物を取り扱っている排出事業者 47 件及び収集運搬業者 98 件に立入検査を行い、適正処理の徹底を図った。

3 一般家庭から排出されるアスベスト廃棄物に対する対応（環境局：収集計画課）

(1) 一般家庭からアスベスト含有家庭用品を排出する場合は、分解せずそのままの状態、中身の見えるビニール袋で二重に梱包し、口をしぼった状態にする。

所管の生活環境事業所職員が排出者宅を訪問し、飛散防止の措置が取られていることを確認の上、収集する。

(2) アスベスト含有家庭用品その他問い合わせについては、所管の生活環境事業所へ相談する。

4 建設リサイクル法に基づく解体現場への立入（まちづくり局：建築指導課）

建設リサイクル法の届出のあった解体工事に関して、平成 22 年 8 月以降は、非飛散性アスベスト（スレート）が再生砕石に混入され、再利用されているとの報道があったことから、非飛散性アスベストのある現場について全件立入を実施した。

平成 24 年度においては、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」の一部が改正されたことにより、環境局で非飛散性アスベストのある現場について全件立入を実施していることから、非飛散性アスベストのない現場を中心に 227 件(H24.4～H25.3)立入検査を実施した。

5 庁内及び労働基準監督署との連携による立入検査の実施

建設リサイクル法を所管するまちづくり局建築指導課、廃棄物処理法を所管する環境局廃棄物指導課、条例を所管する環境局環境対策課、石綿障害予防規則を所管する労働基準監督署の連携により、解体工事に関する情報交換や解体工事現場へ連携して立入を行い、適正な解体作業等が行われるよう指導した。

6 支援措置

(1) 中小企業に関すること（経済労働局：工業振興課、金融課）

ア 中小企業者の経営に影響が及ぶ場合に、融資制度により支援している。

（既存の融資制度により対応）

イ 中小企業サポートセンター等で経営改善その他の相談に対応している。

(2) 民間建築物への支援措置（まちづくり局：建築監察課）

建築物の所有者が行うアスベストの含有調査及び除去等の費用の一部を補助する制度に基づき、1 件の含有調査及び 1 件の除去等について費用の一部補助を行った。

II-2 健康対策

1 市民の健康不安への対応（健康福祉局：健康増進課等所管課）

- (1) 健康不安に対する市民からの相談については15件に対応した。
- (2) 健康相談等の広報（市政だより、チラシの配布）を行った。
- (3) 健康診断の受診勧奨（肺ガン検診の利用）を実施した。

2 学校における健康不安への対応（教育委員会事務局：健康教育課）

学校における児童、生徒、教職員等の健康について把握し、関係機関との連携を図った。

3 健康被害や健康不安を持つ市民への対応（病院局）

市民からの検査・診察等の申込に対する対応を行った。

市立井田病院にアスベスト相談外来を設置（平成17年8月22日）して実施した。特に専門的な検査を必要とする患者は設備等が充実している労災病院を紹介した。

また、市立川崎病院においても外来にて診察が可能。

4 「石綿による健康被害の救済に関する法律」に対する対応（健康福祉局：環境保健課）

「石綿による健康被害の救済に関する法律」が平成18年2月3日成立し、3月27日施行されたことに伴い、独立行政法人環境再生保全機構、環境省地方環境事務所の他、各区役所保健福祉センター（保健所）でも同年4月3日から申請受付業務を行っている。

平成24年度は、中皮腫やアスベストによる肺がんに係る、国による補償事業への申請として3件を受付け、給付機関である独立行政法人環境再生保全機構へ送付した。

5 勤労市民への情報の提供等相談の対応（経済労働局：労働雇用部）

- (1) 労働災害の監督官庁である労働基準監督署と緊密な連携を図り、情報収集を行った。
- (2) 労働雇用部で所管している労働相談窓口で面談、電話相談等により適切な助言と情報提供を実施した。

II-3 市有施設対策

1 市有施設の解体等工事の適正実施

市の各所管部局において、建築物等の解体工事又は改造補修工事の際に、アスベストを含む建材の除去工事を実施した。

大気汚染防止法該当の工事は12件、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく石綿含有成形板の解体工事は13件あり、それぞれの法令に基づく届出が環境局に提出された。これらのすべての工事に法令に基づく立入検査を実施し、適正な解体工事が行われていることを確認した。

2 市有施設における石綿含有煙突断熱材に関する調査の実施

平成24年度新規事業

国土交通省の調査により、石綿含有煙突断熱材の劣化により煙突開口部のある室内に石綿が飛散する恐れがあることがわかり、厚生労働省及び環境省が関係機関及び地方自治体あてに労働者暴露及び石綿の飛散防止について通知したことから、平成25年2月7日に開催した川崎市アスベスト対策会議により、労働者暴露防止の観点から室内空気中の石綿濃度の調査を実施することとなった。

対象施設は、平成22年度に実施した市有施設における煙突断熱材の実態調査の結果で、「アスベスト含有あり（劣化あり）（20施設）」、「アスベスト含有あり（劣化なし）（45施設）」、「アスベスト含有の疑いあり（39施設）」とされた施設とした。

アスベストの飛散の恐れが比較的高いと考えられた「アスベスト含有あり（劣化あり）」の20施設について先行して調査を行い、7施設について平成24年度内に調査が終了した。これらの施設の煙突断熱材からのアスベストの飛散はなかったが、1施設で調査を実施した機械室にあった配管保温材からの飛散が確認された。なお、この施設については、平成25年4月にアスベストを含む配管保温材の除去工事を実施した。

調査の詳細は、資料3に示した。

III 平成 25 年度の主な取組内容

1 環境対策

(1) 解体等工事現場への立入検査の実施

ア 法令に基づく立入検査の実施

大気汚染防止法に基づく、吹付け石綿、石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材の除去工事について、従来どおり立入検査を実施する。

条例に基づく石綿含有成形板の解体工事について、条例の届出が提出された現場には、全件立入を実施する。

建設リサイクル法で、アスベストのない現場についても、建設リサイクル法を所管するまちづくり局（建築指導課）と環境局（環境対策課）との合同で立入検査を実施する。

イ 庁内及び労働基準監督署との連携による立入検査の実施

まちづくり局（建築指導課）、環境局（環境対策課、廃棄物指導課）、労働基準監督署の連携による情報交換と立入検査を継続して実施し、適正な解体作業等が行われるよう指導する。

(2) 環境調査

市内における環境大気中のアスベスト濃度について、夏季及び冬季に、各区一箇所と産業道路の池上測定局で実態把握を行う。

(3) 廃棄物の適正処理

平成 25 年度も引き続き、関係部局と連携した立入検査を行い、アスベスト廃棄物の適正処理の徹底を図る。また、大気汚染防止法及び改正条例の届出情報に基づいて、環境局（廃棄物指導課）がアスベスト廃棄物の適正処理の確認及び指導を実施する。

(4) 支援措置

引き続き補助事業を推進するとともに、アスベスト使用実態調査の基礎となるデータベース（台帳）作成に向けた検討を行う。

2 健康対策

引き続き、市民の不安への対応、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に対する対応を継続する。

3 市有施設対策

(1) 市有施設の解体等工事の適正実施

アスベスト含有建築材料が使用された市有施設の解体工事や改造、補修工事の際は、施設管理者が除去工事を実施していくが、対策会議としては適正な工事がされるよう、必要な助言、情報提供等を実施していく。

(2) 市有施設における石綿含有煙突断熱材に関する調査の実施

平成 24 年度から実施した調査について、引き続き実施する。石綿の飛散等の問題が確認できた場合は、その都度迅速に対応を行う。

(3) 配管エルボー（曲管部）に使用された石綿含有保温材の維持管理について

平成 22 年度に実態調査結果を取りまとめたが、改めて今後の維持管理の方法について取りまとめ実施する。

資料編

- 【資料1】 平成24年度川崎市アスベスト対策会議開催状況
- 【資料2】 川崎市アスベスト対策会議設置要綱
- 【資料3】 市有施設における石綿含有煙突断熱材に関する調査の実施について
- 【資料4】 川崎市におけるアスベスト対策の推移
- 【資料5】 アスベスト相談窓口一覧

平成 24 年度川崎市アスベスト対策会議開催状況

○ 川崎市アスベスト対策会議

開催年月日	議題
平成 24 年 5 月 29 日 (第 1 回会議) 座長：三浦副市長 委員：局長級	(1) 平成 23 年度の取り組み結果について (2) 平成 24 年度の取り組み内容について (3) 川崎市アスベスト対策報告書（平成 23 年度）について (4) 川崎市アスベスト対策会議の今後のあり方について (5) その他
平成 25 年 2 月 7 日 (第 2 回会議) 座長：環境局長 委員：部長級	(1) 川崎市アスベスト対策会議の趣旨と構成について (2) 市有施設の解体等工事における石綿含有の事前調査の適正な実施について (3) 煙突断熱材からの室内における労働者暴露の防止について (4) その他

○ 川崎市アスベスト対策会議 幹事会

開催年月日	議題
平成 24 年 5 月 15 日 (第 1 回幹事会)	(1) 平成 23 年度の主な取組結果について (2) 平成 24 年度の主な取組内容について (3) 川崎市アスベスト対策報告書（案）（平成 23 年度）について (4) 川崎市アスベスト対策会議の今後のあり方について (5) その他
平成 24 年 12 月 25 日 (第 2 回幹事会)	(1) 市有施設における石綿解体等工事の事前調査の適正な実施について (2) 煙突断熱材からの石綿飛散防止について (3) 解体工事等における石綿の飛散防止対策の強化に関する国の動向について (4) 川崎市アスベスト対策会議の議題について (5) その他

○ 石綿含有煙突断熱材による労働者暴露の防止に関する関係課長会議

開催年月日	議題
平成 25 年 2 月 19 日	(1) 労働者暴露の防止に関する調査の実施について (2) 調査対象施設の選定及び調査時期について (3) 測定委託仕様書について (4) その他

川崎市アスベスト対策会議設置要綱

(設置)

第1条 アスベストによる環境汚染、健康不安等の諸問題に対して、関係部局が連携して対策を推進するため、川崎市アスベスト対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 対策会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) アスベストの現状把握及び対策方針
- (2) アスベスト対策の推進に関する関係部局間の調整
- (3) その他アスベスト対策について必要な事項

(構成員)

第3条 対策会議は、別表1に掲げる職員をもって構成する。

(座長及び副座長)

第4条 対策会議に座長を置く。

- 2 座長は、環境局長をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 座長を補佐するため、副座長を置く。
- 5 副座長は環境対策部長とし、座長に事故あるときにその職務を代理する。

(会議)

第5条 対策会議は座長が必要に応じて招集する。

- 2 対策会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 対策会議の下に幹事会を設置する。

- 2 幹事会には会長及び幹事を置き、会長は、環境対策部長をもって充てる。
- 3 会長は、必要に応じ幹事会を招集し、幹事会の会議を主宰し、会務を総理する。
- 4 各幹事及びその属する組織のアスベストに関する主な所掌事項は別表2に掲げるとおりとする。
- 5 会長は、必要に応じ幹事会での協議結果を対策会議に報告することとする。
- 6 幹事会は、会長の判断に基づき、幹事以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 対策会議及び幹事会の事務局を環境局環境対策部環境対策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、座長が対策会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年8月8日から施行する。
- 2 川崎市アスベスト対策推進協議会設置要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成17年9月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

座 長	環境局長
委 員	総務局総務部長 総合企画局都市経営部長 財政局資産管理部長 市民・こども局市民生活部長 こども本部子育て施策部長 経済労働局産業政策部長 環境局環境対策部長 (副座長) 環境局生活環境部長 健康福祉局保健医療部長 まちづくり局施設整備部長 まちづくり局指導部長 建設緑政局総務部長 港湾局川崎港管理センター副所長 川崎区副区長 幸区副区長 中原区副区長 高津区副区長 宮前区副区長 多摩区副区長 麻生区副区長 上下水道局下水道部担当部長 交通局自動車部長 病院局総務部長 消防局総務部長 教育委員会教育環境整備推進室長

別表 2 (第 6 条関係)

幹 事		組織のアスベストに関する主な所掌事項	
環境局	環境対策部 環境対策課長	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法等に関すること ・大気環境の測定及び公表に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・アスベストに関する市民等への情報提供 ・庁内関係課に対する、所管業務に係る情報提供や適切な指示・指導等に関すること。
	生活環境部 廃棄物指導課長	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿含有廃棄物等の処理指導に関すること 	
健康福祉局	保健医療部 健康増進課長	<ul style="list-style-type: none"> ・健康不安に対する相談等に関すること 	
	保健医療部 環境保健課長	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿健康被害救済法等に関すること 	
まちづくり局	施設整備部 施設計画課長	<ul style="list-style-type: none"> ・市所有施設のアスベスト対策に関すること ・「市有施設の維持管理等に係るアスベスト対策要領」に関すること 	
	施設整備部 施設保全担当課長		
	施設整備部 公共建築担当課長		
	指導部 建築指導課長	<ul style="list-style-type: none"> ・建設リサイクル法の届出等に関すること 	
	指導部 建築監察課長	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法等に関すること 	

市有施設における石綿含有煙突断熱材に関する調査の実施状況について

1 調査の背景

国土交通省の調査により、石綿含有煙突断熱材の劣化により煙突開口部のある室内に石綿が飛散する恐れがあることがわかった。このことから厚生労働省及び環境省は、関係機関及び地方自治体あてに、労働者暴露及び石綿飛散の防止について通知した。(資料3 10～15 ページ)

そこで、市では平成24年12月3日付け24川環対第2065号により、大気汚染防止法対象施設の管理者及び市有施設の管理者(各局(区)長)あてに、石綿含有煙突断熱材からの石綿飛散防止対策について依頼した。(資料3 9 ページ)

また、平成25年2月7日開催の川崎市アスベスト対策会議において、労働者暴露防止の観点から、市有施設における石綿含有煙突断熱材に関する調査を実施することになった。

2 調査の概要

煙突開口部から室内への石綿の飛散による労働者暴露の防止のため、石綿を含む断熱材が使用された煙突の点検口等の開口部がある室内において、室内空气中的石綿濃度の調査を実施した。

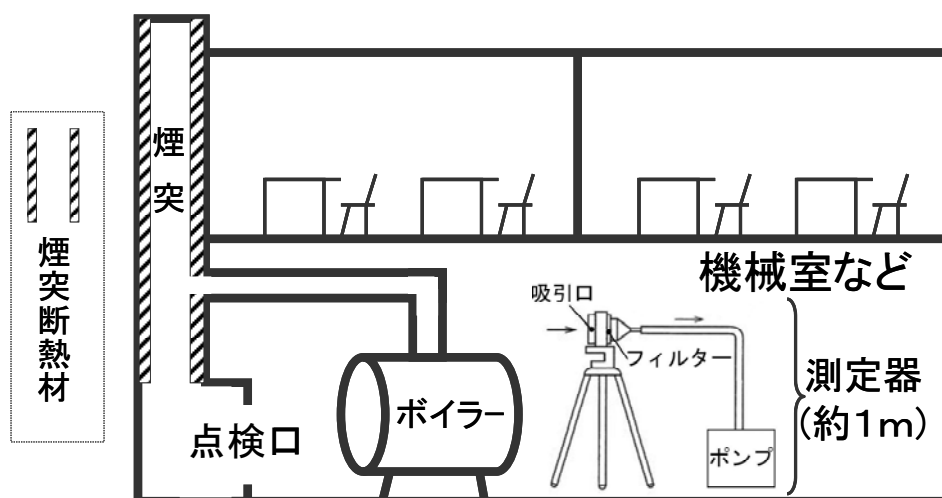


図 調査イメージ

3 調査対象施設

平成22年度に実施した市有施設における煙突断熱材の実態調査の結果で、「アスベスト含有あり(劣化あり)」、「アスベスト含有あり(劣化なし)」、「アスベスト含有の疑いあり」とされた施設を対象とした。(資料3 5～7 ページ)

なお、室内に煙突開口部がない場合は、室内への石綿の飛散はないものとして、調査の対象外とした。

4 調査の実施主体

施設を管理する所管局(区)のそれぞれで調査を実施した。なお、調査結果は川崎市アスベスト対策会議でとりまとめることとした。

5 調査スケジュール

(1) 「アスベスト含有あり（劣化あり）」の施設

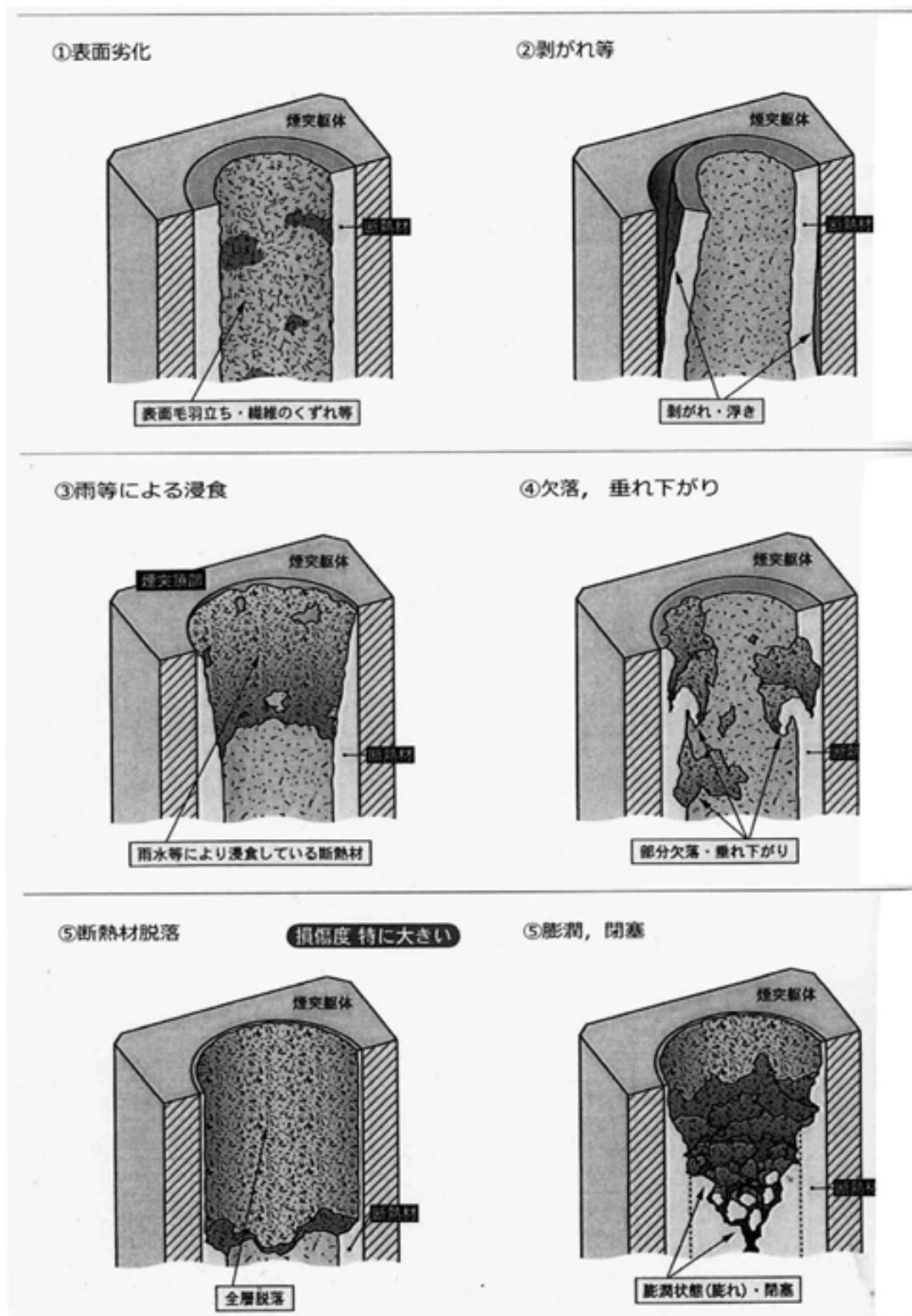
石綿飛散の恐れがあるので、平成 25 年度の上半期までに実施する。

(2) 「アスベスト含有あり（劣化なし）」、「アスベスト含有の疑いあり」の施設

平成 25 年度予算または平成 26 年度までに実施する。

【参考】

煙突断熱材の劣化状況の目安としての参考例



市有施設におけるアスベスト対策について

本市では、アスベスト含有煙突断熱材が著しく劣化した場合に、アスベストが飛散するおそれがあるという知見が得られたことから、市有施設における実態調査を実施しています。その結果、配管保温材が原因とみられるアスベストが検出された施設があり、早急にアスベスト除去工事を行うなど適切な対応を実施しますので、次のとおりお知らせします。

1 調査の経緯

平成24年度に国土交通省の調査により、アスベスト含有煙突断熱材が著しく劣化した場合に、煙突開口部のある室内にアスベストが飛散するおそれがあることがわかりました。

川崎市アスベスト対策会議では、健康への影響を未然に防止するため、平成22年度に実施した市有施設における煙突断熱材の実態調査において、断熱材表面の劣化が確認された20施設（別紙参照）について、室内空気中のアスベスト粉じん濃度調査を実施することとしました。

2 アスベスト調査結果について

今回、7施設について調査が完了し、6施設についてはアスベストが検出されませんでした。次の施設においてアスベストの飛散が確認されました。このアスベストは繊維の種類から、煙突断熱材ではなく、機械室内の配管保温材によるものと考えられます。なお、この施設に隣接した有馬こども文化センターには、同様の配管保温材の使用はないため、アスベストの飛散のおそれはありません。

また、他の施設についても、分析の結果アスベストの飛散が確認された場合は、順次公表してまいります。

施設名称	所在地	測定場所	測定結果
有馬老人いこいの家	宮前区有馬4-5-2	1階 機械室	1.8本/リットル

※ 世界保健機関（WHO）の環境保健クライテリアでは、「世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は1～10本/リットル程度であり、この程度であれば健康リスクは検出できないほど低い。」とされており、今回の調査結果はこの範囲内の値であることから、健康リスクは極めて少ないものと考えております。

3 対応について

今回、アスベストの飛散が確認された施設においては、アスベストの濃度はWHOの環境保健クライテリアの範囲内ではあるものの、安全、安心の観点から万全を期すため、直ちに応急対策として配管保温材の囲い込みや、機械室への入室に際しては防じんマスクの使用を義務付けるなどの対策を実施しておりますが、今後、早急にアスベストの除去工事を実施する予定です。

（問い合わせ先）

○川崎市アスベスト対策会議事務局

川崎市環境局環境対策部環境対策課 電話 044-200-2515（直通）

○調査結果及び有馬老人いこいの家の管理について

健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課 電話 044-200-2650（直通）

○有馬こども文化センターの管理について

業務所管 こども本部子育て施設部青少年育成課 電話 044-200-2670（直通）

施設管理 宮前区役所 こども支援室 電話 044-856-3180（直通）

煙突断熱材 アスベスト飛散調査 施設リスト

所管局	件数	施設名
教育委員会	3	幸市民館・図書館 [機械室]
		川崎小学校 [機械室]
		野川小学校 [ボイラー室]
市民・子ども局	10	南河原こども文化センター [機械室]
		八ヶ岳少年自然の家(センターハウス) [機械室]
		八ヶ岳少年自然の家(花山棟・エネルギー棟) [機械室]
		夢見ヶ崎保育園 [機械室]
		土橋保育園 [機械室]
		川崎区役所 大師支所 [機械室]
		川崎区役所 田島支所 [ボイラー室]
		幸区役所 [機械室]
		宮前区役所 向丘出張所 [電気機械室]
		多摩区役所 生田出張所 [機械室]
環境局	1	入江崎クリーンセンター [ボイラー室] ※
健康福祉局	6	ごうじ老人いこいの家 [ボイラー室] ※
		上作延老人いこいの家 [機械室] ※
		有馬老人いこいの家 [機械室] ※
		錦ヶ丘老人いこいの家 [機械室] ※
		幸休日急患診療所 [機械室] ※
		福祉センター(盲人図書館) [機械室] ※
小計	20	

※ 調査完了施設

【調査対象施設リスト】

煙突断熱材 アスベスト含有調査結果 施設リスト

■アスベスト含有あり(劣化あり) ※[]内は採取箇所

所管局	件数	施設名
教育委員会	3	幸市民館・図書館 [機械室]
		川崎小学校 [機械室]
		野川小学校 [ボイラー室]
市民・子ども局	10	南河原子ども文化センター [機械室]
		八ヶ岳少年自然の家(センターハウス) [機械室]
		八ヶ岳少年自然の家(花山棟・エネルギー棟) [機械室]
		夢見ヶ崎保育園 [機械室]
		土橋保育園 [機械室]
		川崎区役所 大師支所 [機械室]
		川崎区役所 田島支所 [屋上]
		幸区役所 [機械室]
		宮前区役所 向丘出張所 [電気機械室]
		多摩区役所 生田出張所 [機械室]
環境局	1	入江崎クリーンセンター [ボイラー室]
健康福祉局	6	ごうじ老人いこいの家 [ボイラー室]
		上作延老人いこいの家 [機械室]
		有馬老人いこいの家 [機械室]
		錦ヶ丘老人いこいの家 [機械室]
		幸休日急患診療所 [機械室]
		福祉センター(盲人図書館) [機械室]
小計	20	

■アスベスト含有あり(劣化なし) ※[]内は採取箇所

所管局	件数	施設名
総務局	3	国際交流センター [駐車場]
		第2庁舎
		公文書館 [機械室]
経済労働局	3	川崎市産業振興会館
		サンピアンかわさき(労働会館) [冷温水発生機室]
		中央卸売市場北部市場 管理棟 [熱源室]
教育委員会	8	宮前市民館・図書館 [中央監視室]
		麻生市民館岡上分館 [機械室]
		東小倉小学校 [給食ボイラー室]
		下平間小学校 [2F外(給食室上)]
		今井小学校 [屋上]
		上丸子小学校 [B棟 屋上]
		南大師中学校 [機械室]
		商業高等学校 [ボイラー室]
市民・子ども局	11	住吉子ども文化センター [機械室]
		高津子ども文化センター [機械室]
		宮前平子ども文化センター [機械室]
		ハヶ岳少年自然の家(星の棟) [機械室]
		ハヶ岳少年自然の家(食堂棟) [機械室]
		馬絹保育園 [機械室]
		虹ヶ丘保育園 [機械室]
		川崎市民プラザ [ボイラー室]
		中央児童相談所 [機械室]
		中原区役所 道路公園センター [屋上]
		高津区役所 橋出張所 [機械電気室]
環境局	2	堤根余熱利用市民施設 老人休養施設棟 [機械室]
		堤根処理センター [ボイラー室横]
健康福祉局	16	藤崎老人いこいの家 [機械室]
		大師老人いこいの家 [機械室]
		田島老人いこいの家 [機械室]
		渡田老人いこいの家 [機械室]
		南河原老人いこいの家 [機械室]
		中丸子老人いこいの家 [機械室]
		等々力老人いこいの家 [機械室]
		新城老人いこいの家 [機械室]
		野川老人いこいの家 [機械室]
		平老人いこいの家 [機械室]
		菅老人いこいの家 [機械室]
		王禅寺老人いこいの家 [機械室]
		特養老人ホームこだなか [屋上]
		明望園管理棟 [機械室]
		動物愛護センター [機械室]
		陽光園 [外部ボイラー室]
病院局	1	井田病院ケアセンターB棟 [屋上]
消防局	1	高津消防署子母口出張所 [ボイラー室]
小計	45	

■アスベスト含有疑い有り

所管局	件数	施設名
総務局	0	—
経済労働局	3	農業技術支援センター *調査不可(高所、採取口無) 浅野町工場会館 *調査不可(点検口無、網有) 中央卸売市場北部市場 *調査不可(屋上上がれず)
教育委員会	23	高津図書館 *調査不可(高所、採取口無) 四谷小学校 *調査不可(点検口無) 向小学校 *調査不可(カバー有) 幸町小学校 *調査不可(蓋固定) 南河原小学校[屋上] *調査不可(蓋有) 戸手小学校 *調査不可(蓋固定) 小倉小学校 *調査不可(封じ込め済) 住吉小学校 *調査不可(封じ込め済) 大谷戸小学校 *調査不可(蓋固定) 末長小学校 *調査不可(高所) 下作延小学校 *調査不可(封じ込め済) 南原小学校 *調査不可(高所、封じ込め済) 宮崎台小学校 *調査不可(封じ込め済) 平小学校 *調査不可(鍵無) 稗原小学校 *調査不可(周囲囲い有) 生田小学校 *調査不可(点検口無、上塞ぎ) 真福寺小 *調査不可(断熱材が奥に有) 大師中学校 *調査不可(高所、鍵無) 臨港中学校 *調査不可(高所) 総合科学高校 *調査不可(網有) 田島養護学校(①-3) *調査不可(塞ぎ有) 田島養護学校(①-1) *調査不可(塞ぎ有) 総合教育センター *調査不可(高所、採取口無)
市民・子ども局	5	白鳥保育園 *調査不可(密封) 大師保育園 *調査不可(点検口無、上密閉) 市民ミュージアム [屋外] *調査不可(高所) 麻生区役所 柿生連絡所 *調査不可(点検口開ず、屋上無) とどろきアリーナ *調査不可(高所)
環境局	2	公害研究所 *調査不可(塞ぎ有) 橘処理センター *調査不可(高所)
健康福祉局	4	白幡台老人いこいの家 *調査不可(屋上上がれず) 久末老人デイサービスセンター *調査不可(点検口無、上塞ぎ) 南部身体障害者福祉会館 *調査不可(屋上上がれず) かわさき北部斎苑 *調査不可(高所)
病院局	1	井田病院ケアセンターA棟 *調査不可(密閉)
消防局	1	臨港消防署殿町出張所 *調査不可(高所)
小計	39	



24川環対第2065号
平成24年12月3日

各局区長 様

環境局長

煙突内部に使用されている石綿（アスベスト）含有断熱材からの石綿飛散防止等について（依頼）

今般、国土交通省が実施した調査によると、煙突内に使用された石綿含有断熱材（石綿ライニング材）が著しく劣化している場合に、比較的低い濃度ではあるものの、石綿が飛散することが判りました。その結果を受け、このたび、環境省水・大気環境局大気環境課長から、「煙突内部に使用されている石綿含有断熱材からの石綿飛散防止等について」（平成24年9月13日付け環水大大発第120913003号）により、別紙のとおり大気汚染防止法におけるばい煙発生施設の関係事業者等に周知をするよう依頼がありました。

ついては、貴局区が管理している施設の煙突に石綿含有断熱材が使用されており、かつその断熱材に劣化が見られる場合は、環境省及び厚生労働省通知文の留意事項を参考に、石綿の飛散防止に努めていただきますようお願いいたします。

なお、施設の煙突への石綿含有断熱材の使用状況については、平成23年3月付で、まちづくり局が報告しました「煙突用断熱材及び空調ダクト等配管保温材使用施設実態調査」により、各局に通知しておりますので、御確認ください。

【参考】煙突に使用された石綿含有断熱材について

煙突の断熱材は、断熱性、耐ガス性、耐水性等の向上を目的に、煙突内部に施工されており、石綿を含む製品は、昭和39年（1964年）から平成3年（1991年）まで製造されてきました。目視、設計書等で煙突用断熱材に石綿が使用されているかを確認する場合は、以下を参考としてください。

国土交通省・経済産業省 石綿（アスベスト）含有建材データベース

URL: <http://www.asbestos-database.jp/>

（環境局環境対策部環境対策課担当）

電話 200-2526, 3178 内線 30215

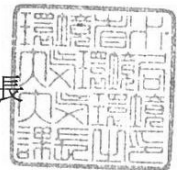
FAX 200-3922



環水大大発第 120913003 号
平成 24 年 9 月 13 日

各 { 都道府県 }
 { 政令市 } } 大気環境主管部 (局) 長 殿

環境省水・大気環境局大気環境課長



煙突内部に使用される石綿含有断熱材からの石綿飛散防止等について (依頼)

大気環境行政の推進につきまして平素よりご協力いただき感謝申し上げます。
環境省では「石綿含有断熱材を使用した煙突 (工作物) の解体等作業における石綿の飛散防止対策の徹底について (通知)」(平成 24 年 7 月 24 日付け環水大大発第 120724004 号) により煙突の解体等作業における石綿飛散防止対策について依頼したところです。

今般、国土交通省が実施した平成 23 年度建築基準整備促進事業「保温材、断熱材、スレート等のアスベスト含有建材の劣化等に伴う飛散性に関する調査」における測定の結果、煙突内の石綿含有建材が著しく劣化している場合に、煙突内部のみならず、その隣の屋内の機械室でも比較的低い濃度の石綿繊維の飛散が確認されたとの報告がなされました。この結果を踏まえ厚生労働省から、「煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について」(平成 24 年 9 月 13 日付け基安化発 0913 第 1 号) について別添 1 のとおり通知が出されました。

貴職におかれましては、大気汚染防止法におけるばい煙発生施設の立ち入り検査等に併せて、一般大気への石綿飛散防止の観点から、煙突内部の断熱材の劣化状況の確認及び厚生労働省通達 (別添 1) の留意事項について関係事業者等へ周知していただくようお願いいたします。

基安化発 0913 第 1 号
平成 24 年 9 月 13 日

都道府県労働局労働基準部健康主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
(契 印 省 略)

煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について

石綿を含有する断熱材を使用した煙突の解体工事については、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）及び「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」（平成 24 年 5 月 9 日付け厚生労働大臣公表）に基づく指導を、また、石綿を含有する断熱材を使用した煙突の清掃等作業については平成 24 年 7 月 31 日付け基安化発 0731 第 1 号により必要な石綿ばく露防止対策が取られるよう指導いただいているところである。

今般、国土交通省が実施した平成 23 年度建築基準整備促進事業「保温材、断熱材、スレート等のアスベスト含有建材の劣化等に伴う飛散性に関する調査」において、煙突内の石綿含有断熱材が著しく劣化している場合に、煙突内部のみならず、隣接する機械室でも、比較的低い濃度の石綿繊維の飛散が確認されたとの報告がなされている。今般の国土交通省の事業結果を踏まえ、煙突内の石綿含有断熱材が著しく劣化している等により、煙突内部のみならず周辺作業場での石綿の飛散のおそれが懸念される場合には、煙突内の石綿含有断熱材の除去等石綿障害予防規則第 10 条に準じた措置を講ずるよう、関係事業者等に対し、下記事項に留意の上、指導されたい。

なお、別添のとおり、関係団体に通知を発出したので了知されたい。

記

- 1 事業者は、その労働者を就業させる建築物に設置された煙突内部の石綿含有断熱材が著しく劣化し、石綿を含有する粉じんの発散により、煙突周辺の作業場で作業する労働者がその粉じんに暴露するおそれが懸念される場合は、石綿障害予防規則第 10 条に準じ、当該石綿の除去等の措置を講ずるほか、作業等で労働者を粉じんに暴露するおそれのある場所に立ち入らせる場合は労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させること。
- 2 煙突内部の石綿含有断熱材の除去等の作業に当たっては、石綿障害予防規則に基づく労働者ばく露防止対策を講ずること。
- 3 石綿含有断熱材を使用した煙突内の清掃等作業を行う場合は、平成 24 年 7 月 31 日付け基安化発 0731 第 1 号「煙突内部に使用される石綿含有断熱材に係る留意事項について」に留意の上、必要な石綿ばく露防止対策を講ずること。

(別添)

基安化発0913第2号

平成24年9月13日

別記関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長

煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について

国土交通省が実施した平成23年度建築基準整備促進事業「保温材、断熱材、スレート等のアスベスト含有建材の劣化等に伴う飛散性に関する調査」において煙突内の石綿含有断熱材が著しく劣化している場合に、煙突内部のみならず、隣接する機械室でも、比較的低い濃度の石綿繊維の飛散が確認されたとの報告がなされているところです。

石綿障害予防規則第10条では、吹き付け石綿等の劣化等による石綿の飛散については、除去等の措置を講ずることとされていますが、煙突内の石綿含有断熱材の劣化による石綿の飛散については、措置の対象とはされておられません。

今般の国土交通省の調査結果を踏まえ、たとえ少量であっても煙突内部の石綿含有断熱材が著しく劣化している等により、煙突内部のみならず周辺作業場での石綿の飛散のおそれが懸念される場合には、煙突内の石綿含有断熱材の除去等石綿障害予防規則第10条に準じた措置を講ずるようお願いします。

つきましては、貴会会員等に対し、下記事項を周知いただきますようお願いします。

記

- 1 事業者は、その労働者を就業させる建築物に設置された煙突内部の石綿含有断熱材が著しく劣化し、石綿を含有する粉じんの発散により、煙突周辺の作業場で作業する労働者がその粉じんに暴露するおそれが懸念される場合は、石綿障害予防規則第10条に準じ、当該石綿の除去等の措置を講ずるほか、作業等で労働者を粉じんに暴露するおそれのある場所に立ち入らせる場合は労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させること。
- 2 煙突内部の石綿含有断熱材の除去等の作業に当たっては、石綿障害予防規則に基づく労働者ばく露防止対策を講ずること。
- 3 石綿含有断熱材を使用した煙突内部の清掃等作業を行う場合は、平成24年7月31日付け基安化発0731第2号「煙突内部に使用される石綿含有断熱材に係る留意事項について」に留意の上、必要な石綿ばく露防止対策を講ずること。

別記関係団体

中央労働災害防止協会

建設業労働災害防止協会

独立行政法人 労働者健康福祉機構

社団法人 日本作業環境測定協会

一般社団法人 日本環境測定分析協会

公益社団法人 日本保安用品協会

公益社団法人 産業安全技術協会

公益社団法人 全国労働衛生団体連合会

公益社団法人 日本保安用品協会

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

全国社会保険労務士会連合会

社団法人 全国労働基準関係団体連合会

日本アスベスト調査診断協会

社団法人 日本建設業連合会

一般社団法人 全国建設業協会

社団法人 全国解体工事業団体連合会

社団法人 建設産業専門団体連合会

一般社団法人 J A T I 協会

公益社団法人 日本プラントメンテナンス協会

社団法人 日本ビルディング協会連合会

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

全国アスベスト適正処理協議会

建設廃棄物協同組合

社団法人 日本ボイラ協会

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会

社団法人 日本ボイラ整備据付協会

日本暖房機器工業会

社団法人 住宅生産団体連合会

一般社団法人 不動産協会

社団法人 全日本不動産協会

社団法人 日本建築士事務所協会連合会

社団法人 日本建築家協会

社団法人 全日本建築士会

平成24年7月31日
基安化発0731第1号

都道府県労働局労働基準部健康主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長
(契印省略)

煙突内部に使用される石綿含有断熱材に係る留意事項について

煙突の解体工事については、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）及び建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（平成24年5月9日付け厚生労働大臣公示）に基づき指導いただいているところである。今般、環境省が実施している東日本大震災の被災地におけるアスベスト飛散状況の調査において、煙突の解体工事現場の2件で、前室及び排気口で通常の一般環境より高い濃度のアスベストが検出されるという事案が発生したところである。隔離室で十分な負圧がとれていなかったこと等が原因と推定されているが、引き続き、石綿則等の指導の徹底をお願いする。

一方、現在使用されている煙突内についても、石綿含有断熱材等が使用されている場合があり、当該材が劣化し、その破片が煙突下部に落下している場合もあると考えられる。煙突の清掃作業等においてこれらの石綿を含有する破片等を取り扱う場合は、石綿則の適用があり、呼吸用保護具等の措置を確実に実施することとともに、その処分に当たっては廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく措置等必要な措置を講ずる必要がある。よって、事業者が労働者にこれら煙突の掃除等作業を行わせる場合には労働者の健康被害防止のため、下記1に留意の上、清掃等作業において取り扱う破片等の石綿の含有の有無の確認を指導するとともに、これら破片等の石綿の含有が明らかとなった際は、下記の2及び3に記載したとおり石綿則等に基づく措置を徹底されたい。

なお、別添のとおり、ボイラー関連団体を中心として、関係団体に注意喚起を行ったので、了知されたい。

記

- 1 石綿則の適用となる作業かどうか確認するため、事業者が煙突の清掃等業務を労働者に行わせる場合は、煙突に使用されている断熱材等が石綿を含有しているかどうか建築物所有者又は業務発注者に確認するか若しくは自ら建築物の図面等により確認すること。その結果、石綿含有断熱材等が使用されている場合は、煙突の清掃等業務において、灰等について目視や石綿含有の分析によりこの断熱材等の破片等が含まれているかどうか確認すること。
- 2 1の確認の結果、石綿含有の断熱材等を取り扱う際には、石綿則に基づく呼吸用保護具の着用等石綿による健康障害を防止するため必要な措置を講じさせること。
- 3 石綿を含有する灰等の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、適切な処分を行うこと。

川崎市におけるアスベスト対策の推移

I 環境対策

1 アスベスト発生源の指導・調査

(1) 製造・加工工場等に対する指導等（環境局：環境対策課）

- ① 大気汚染防止法（大防法）の対象となる工場への立入調査
 （平成17年8月2日公表：2工場、敷地境界での測定結果：0.26～0.76本/L
 なお、大防法の敷地境界基準は10本/L）
 ※ 1工場については平成18年1月アスベスト製品取扱いを中止
 残り1工場についても、平成18年10月末にアスベスト製品取扱いを中止
- ② 大防法の対象外工場について実態調査を行うとともに、適正管理の徹底を要請
 （平成17年10月25日、11月22日公表：1工場、測定結果：0.21、0.22本/L
 11月1日廃棄処理済）

(2) 建物解体工事事業者等に対する指導等（環境局：環境対策課）

① 大防法の対象となる解体工事等への立入調査

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
届出書件数	53件	170件	156件	179件	129件	152件	214件	210件
立入現場数	30件	88件	60件	63件	40件	30件	43件	81件

- ② 平成18年3月1日大防法施行令等改正により、吹付け石綿及び石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材が使用されている建築物の解体・改修は全て届出の対象に、また、平成18年10月1日大防法改正により、工作物の解体・改修も届出の対象となった。
- ③ 大気汚染防止法による取組の補完として、「川崎市アスベスト飛散防止に関する指針」を策定し、平成18年6月1日から施行した。
 大防法届出対象外である非飛散性アスベスト含有建材の撤去作業時におけるアスベスト飛散を防止への対応としては、「川崎市アスベスト飛散防止に関する手引き」を作成した。（平成19年4月1日）
- ④ アスベスト飛散防止対策の強化を図るため、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」の一部を改正し、平成23年10月1日から施行した。同時に、上記の指針、手引きは廃止した。
- ⑤ 市条例に関する規定の解説と、上記の指針及び手引きで条例化しなかった規定について引き続き行政指導するために、「川崎市建築物等の解体等作業におけるアスベストの飛散防止ガイドライン」を作成した。（平成23年10月1日）
- ⑥ 条例の対象となる解体工事への立入調査（大防法対象工事を除く）

年度	H23*	H24
届出書件数	276件	599件

*：平成23年度（平成23年10月～平成24年3月）
 （届出のあった現場には全件立入調査を実施）

(3) 一般環境大気中の濃度調査（環境局：環境対策課、公害研究所）

① 各区 1 か所及び沿道 1 か所の計 8 か所において、大気中のアスベスト濃度を把握するため環境調査を定期的実施している。

【大気アスベスト濃度測定結果（一般環境）】

単位：本/L

		川崎区 (田島町)	幸 区 (戸手本町)	中原区 (小杉町)	高津区 (溝 口)	宮前区 (宮前平)	多摩区 (登 戸)	麻生区 (百合丘)	沿 道 (池 上)
17 年 度	夏 季	0.41	0.34	0.28	0.47	0.32	0.45	0.46	0.53
	冬 季	0.16	0.12	0.14	0.17	0.06	0.22	0.13	0.15
18 年 度	夏 季	0.06	0.08	0.05	0.06	0.07	0.05	0.05	0.05
	冬 季	0.15	0.13	0.20	0.18	0.17	0.24	0.14	0.12
19 年 度	夏 季	0.11 未満	0.11	0.11 未満	0.11 未満	0.11	0.11 未満	0.11 未満	0.11 未満
	冬 季	0.11 未満	0.11 未満	0.11 未満	0.11 未満	0.11 未満	0.11 未満	0.11 未満	0.11 未満
20 年 度	夏 季	0.11	0.13	0.11 未満	0.11 未満	0.11 未満	0.11 未満	0.11 未満	0.11 未満
	冬 季	0.11	0.11 未満	0.11	0.11 未満	0.11	0.11	0.11	0.11
21 年 度	夏 季	0.11 未満	0.11 未満	0.11	0.11 未満	0.11 未満	0.11 未満	0.11 未満	0.11 未満
	冬 季	0.13	0.11	0.11 未満	0.11	0.11 未満	0.13	0.11	0.11
22 年 度	夏 季	0.12	0.10	0.10 未満	0.10 未満	0.12	0.12	0.10	0.10 未満
	冬 季	0.12	0.10	0.10	0.10 未満	0.10 未満	0.12	0.10	0.10
23 年 度	夏 季	0.10	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10	0.10 未満	0.10 未満
	冬 季	0.12	0.12	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満
24 年 度	夏 季	0.10	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満
	冬 季	0.10 未満	0.10	0.10 未満	0.10 未満	0.12	0.10	0.10 未満	0.10 未満

※ 世界保健機関（WHO）の環境保健クライテリアによれば世界の都市部の一般環境中のアスベスト濃度は1～10本/L程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い。

② 公害研究所に電子顕微鏡を導入し、濃度測定等の精度向上や迅速化を図った。
(平成 18 年 3 月導入)

③ 平成 19 年 5 月にアスベストモニタリングマニュアルが改正され、分析走査電子顕微鏡法（A-SEM 法）が新たに明記された。

本市では 19 年度以降分析走査電子顕微鏡法を採用している。

2 アスベスト廃棄物の処理に関すること

(1) 産業廃棄物に対する対応（環境局：廃棄物指導課）

- ① 平成 23 年 9 月 30 日まで「川崎市アスベスト除去工事に関わる廃棄物処理の事務処理要綱」に基づき、事前に「廃石綿等除去工事計画書」を提出するよう指導していたが、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」（平成 23 年 10 月 1 日）の改正に伴い、当該要綱を廃止した。
- ② 改正条例施行後は、環境対策部に提出される「特定粉じん排出等作業実施届出書」及び「石綿排出等作業実施届出書」の提出者に対して、添付書類として廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物（石綿含有スレート、石綿含有ビニル床タイル等が解体工事等により撤去され廃棄物になったもの）の産業廃棄物処理委託契約書等の提出を求め、廃棄物指導課では、合議に基づき、アスベスト廃棄物の適正処理の確認及び指導を実施する体制を整えた。その結果、合計 256 件のアスベスト廃棄物の確認及び指導を行った。
- ③ 関係部局と連携し、アスベスト廃棄物を取り扱っている排出事業者 47 件及び収集運搬業者 98 件に立入検査を行い、適正処理の徹底を図った。

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24
排出事業者	12 件	17 件	19 件	20 件	31 件	47 件
収集運搬業者	26 件	20 件	19 件	29 件	38 件	98 件

3 民間建築物の実態調査

(1) 建築物の吹付けアスベスト使用実態調査

（まちづくり局：建築監察課、消防局：査察課、環境局：環境対策課、健康福祉局所管課）

- ① 国土交通省の依頼に基づき、大規模建築物（概ね 1,000 m²以上）の管理者等を対象に、室内又は屋外に露出してアスベスト又はアスベストを含有するロックウールの吹付けが施工された部分の有無に関するアンケート調査を行った結果、回答があった 2,009 件のうち露出したアスベストがあるとの報告は 102 件、うち対策済みは 12 件であった（平成 18 年 8 月 25 日現在）。
なお、未対策分については、早急に対策を行うよう引き続き要請する。（国土交通省が平成 17 年 9 月 29 日中間発表、12 月 19 日発表）
- ② 平成 8 年度以前に竣工した社会福祉施設を対象に、吹付けアスベスト等及び折板裏打ちアスベスト断熱材の使用実態調査を行った。（厚生労働省から平成 18 年 2 月 13 日公表）
（厚生労働省が 10 月 4 日中間発表、11 月 29 日発表、平成 18 年 2 月 13 日フォローアップ発表）

4 支援措置に関すること

(1) 民間住宅に関すること（まちづくり局：住宅整備課（民間住宅担当））

- ① 民間住宅リフォーム資金制度にアスベスト除去等の対策工事も新たに融資対象とした。平成17年11月1日施行。（平成17年10月28日公表）
平成20年3月31日付けで民間住宅リフォーム資金制度を終了した。

(2) 民間建築物に関すること（まちづくり局：建築監察課）

- ① 川崎市民間建築物吹付けアスベスト対策事業により、建築物の所有者が行う飛散性のあるアスベストの含有調査及び除去等の費用の一部を補助した。
- ② 各年度の実績

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24
事前相談	12件	8件	7件	3件	0件	3件
含有調査	6件	1件	4件	1件	1件	1件
除去工事	1件	4件	0件	0件	2件	1件

Ⅱ 健康対策：市民の健康不安への対応と労働者への広報等

1 市民の健康不安への対応—健康診断等受診の勧奨—（健康福祉局：健康増進課等所管課）

① 健康不安に対する市民の相談窓口として、各区保健福祉センターとの連絡調整・相談支援等を行った。

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
相談件数	31件	25件	42件	34件	18件	13件	15件

2 「石綿による健康被害の救済に関する法律」に対する対応（健康福祉局：環境保健課）

「石綿による健康被害の救済に関する法律」が平成18年2月3日成立し、3月27日施行されたことに伴い、独立行政法人環境再生保全機構、環境省地方環境事務所その他、各区役所保健福祉センター（保健所）でも同年4月3日から申請受付業務を行っている。

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
申請受付件数	4件	3件	11件	10件	19件	5件	3件

Ⅲ 市有施設対策： 市有施設に対する実態調査と飛散防止対策について

1 市有施設の実態調査及び対策の実施（まちづくり局：施設計画課等所管課）

(1) 市有施設（学校・保育園を除く）

- ① 市有施設に対し、一次調査（施設管理者による調査、以下同じ）を実施した。
平成 17 年 10 月 25 日一次調査結果公表、調査対象施設数 866 施設、アスベスト含有吹付け材等を使用していない施設 647 施設、吹付け材の使用が認められたもの又は判断できない施設 219 施設
- ② 二次調査（詳細技術調査、以下同じ）結果を平成 17 年 12 月 27 日公表、調査対象 219 施設のうち、吹付け材を使用していない施設 60 施設、残り 159 施設について三次調査（成分分析調査、以下同じ）を行った。
- ③ 三次調査の結果、15 施設について対策が必要であった。（平成 18 年 3 月 24 日公表）
アスベストが検出された施設については、地方自治法第 179 条第 1 項に基づく市長の専決処分等により除去費用の予算措置を行った。
- ④ 対策が必要な 15 施設については、平成 18 年度に除去工事を完了した。
- ⑤ 他都市の公共施設において、国内では使用されていないとされていた 3 種類のアスベスト（アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト）が検出されたことから、平成 20 年 2 月の厚生労働省等の通達を受け、平成 17 年度調査でアスベスト（アモサイト、クリソタイル、クロシドライト）の含有が確認されなかった施設（庁舎等の一般公共施設 95 施設、市営住宅 46 住宅）について、再調査を実施した結果、アスベストは検出されなかった。（平成 20 年 4 月 4 日公表）
- ⑥ 平成 19 年度及び 20 年度に、市立学校・保育園を除く市有施設において、煙突及びボイラー（配管を含む）の保温材等に関する一次調査を行った。
平成 22 年度に、一次調査をもとに煙突断熱材及び配管保温材について 174 施設の二次調査及び三次調査を行ったところ、配管保温材については 86 施設においてアスベストの含有が確認された。室内空気中のアスベスト濃度調査を実施したところ、6 施設についてアスベストの飛散が確認された。
また、煙突断熱材については 51 施設においてアスベストの含有が確認された。敷地境界において大気中のアスベスト濃度調査を実施したところ、すべての施設においてアスベストの飛散は確認されなかった。
- ⑦ アスベスト含有吹付け材について、平成 9 年度以降竣工した 20 施設を対象として、二次調査を実施したところ、3 施設においてアスベストの含有が疑われる吹付け材が見受けられたが、三次調査を行ったところアスベストの含有がないことが確認された。

(2) 市立学校・保育園

- ① 調査対象施設数 254 施設、吹付けひる石、パーライト吹付け材等を使用していない施設 119 施設、吹付け材を使用している施設のうちアスベストが 1%超検出された施設 2 校、1%以下検出された施設 7 校、計 9 校については平成 17 年度内に対策を完了した。(平成 17 年 10 月 25 日、11 月 29 日公表)
- ② 追加調査で保育園 1 園にアスベスト 1%超含有パーライト吹付け材の使用が判明したが、除去工事を行い対策済み。(平成 18 年 3 月)
- ③ 市立学校についても、すでに飛散防止対策を完了した学校を除いた 130 校に対して、再調査を実施した結果、4 校について吹付け材からアスベストが検出されたが、平成 20 年 9 月までに除去工事を完了した。
- ④ 平成 19 年度及び 20 年度に、市立学校・保育園において、煙突及びボイラー(配管を含む)の保温材等に関する一次調査を行った。
平成 22 年度に、一次調査をもとに煙突断熱材及び配管保温材について 131 施設の二次調査及び三次調査を行ったところ、配管保温材については 75 施設においてアスベストの含有が確認された。室内空気中のアスベスト濃度調査を実施したところ、4 施設についてアスベストの飛散が確認された。
また、煙突断熱材については 13 施設においてアスベストの含有が確認された。敷地境界において大気中のアスベスト濃度調査を実施したところ、すべての施設においてアスベストの飛散は確認されなかった。
- ⑤ アスベスト含有吹付け材について、平成 9 年度以降に竣工した 111 校を対象に二次調査を実施したところ、8 校においてアスベストの含有が疑われる吹付け材が見受けられたが、さらに三次調査を実施したところアスベストの含有がないことが確認された。
また、上記の調査において平成 8 年以前に竣工した建築物にアスベストの含有が疑われる吹付け材が見受けられたため、38 校について二次・三次調査を実施したところ、1 校の一部にアスベストの含有が認められた。(平成 22 年 2 月 5 日公表)アスベストの含有が認められた 1 校については、平成 22 年 8 月に除去工事を完了した。

2 市が発注する公共工事におけるアスベスト含有建設資材の使用禁止

(まちづくり局：公共建築担当)

平成 17 年 11 月 1 日から市が発注する公共工事には、原則として、原材料にアスベストを含んだ建設資材を使用しないこととした。(平成 17 年 10 月 25 日公表)

3 市内小学校給食室のアスベスト含有回転釜 (教育委員会事務局：教育施設課)

市内小学校 114 校と諸学校 3 校の給食室回転釜 495 台のうち、小学校 14 校 38 台の回転釜においてアスベスト含有の断熱材が使用されていることが判明した。

これらの回転釜については、非飛散型断熱材のため、直ちに飛散する恐れはないが、一層の安全性を確保する観点から、非アスベスト含有断熱材への交換や本体交換等を実施する(平成 17 年 10 月 25 日公表)としたが、平成 17 年度中に全て交換済み。

IV アスベスト対策の着実な推進

1 市広報・ホームページ等による総合的な情報の迅速な提供

(環境局：環境対策課等所管課)

- ① ホームページで全庁的な相談窓口を周知するとともに(平成17年8月12日公表)、市民からの質問や問い合わせに対し、的確な対応を図った。
- ② アスベスト問題に関する、報道発表資料やQ&A等をホームページ上で公表(平成17年8月19日実施)した。
ホームページについては、随時更新するとともに内容の充実を図る。
- ③ 「市政だより」にてアスベスト問題についての広報を行う。
(平成17年9月1日号、9月21日号、11月21日号、平成18年2月1日号(特集)、6月1日号、7月1日号、12月1日号、平成19年3月21日号)
- ④ 市民に対して必要な情報提供に努める。(随時実施)
- ⑤ パンフレット・リーフレット作成〔平成17年10月31日公表、配布〕
 - ・建築物の所有者や管理者の方へ：「大丈夫ですか、あなたの建築物は？」
 - ・解体工事現場の周辺住民の方、工事の発注者の方へ：
「解体工事についてよく知っていただくために」※
※ 法等の改正により、平成19年3月改訂版発行、配布
- ⑥ 「川崎市アスベスト飛散防止に関する指針(大気汚染防止法届出対象アスベスト除去工事編)」の策定及び本指針解説書の作成
本指針については、平成18年6月1日から施行し、アスベスト除去工事の適正な実施の確保に向け事業者等が遵守すべき事項を定めた。さらに、本指針解説書を作成し、事業者団体等を通じて配布する等周知を図った。
「川崎市アスベスト飛散防止に関する手引(非飛散性アスベスト含有建材撤去作業編)」を平成19年4月作成。
上記の指針及び手引きは、平成23年10月1日の「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」改正施行により廃止した。
- ⑦ 関係機関等からの講師依頼に対応
- ⑧ パンフレットの作成〔平成23年度〕
「建築物等の解体等にかかわる川崎市のアスベスト対策」
改正条例の周知のために作成
- ⑨ 「川崎市建築物等の解体等作業におけるアスベスト飛散防止ガイドライン」の作成〔平成23年度〕
改正条例の周知に関する事項、手続き方法の解説に関する事項、指針及び手引きによる行政指導のうち、条例改正後も継続的に指導する事項を掲載した。

2 国・神奈川県・横浜市等との情報共有や連携の促進（環境局：環境対策課等所管課）

- ① 本市が所有する施設のアスベスト使用の状況及びその処理状況について実態把握した。（平成17年11月29日総務省公表、平成18年5月10日継続調査結果公表、平成18年9月29日追加公表）
- ② 国のアスベスト対策の状況把握に努めるとともに、的確な情報提供を行う。
- ③ 国・神奈川県・横浜市や関係機関等と連携し、効果的な対策の推進に努める。
「神奈川県内の石綿（アスベスト）問題に対する神奈川労働局、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、藤沢市、相模原市による協定」平成17年11月4日締結
（石綿（アスベスト）対策連絡会議 平成23年8月）

3 アスベスト問題に関する国への要望（環境局：環境対策課等所管課）

- ① アスベスト健康被害問題に関する緊急要望を行う。
（指定都市市長会 平成17年8月23日）
- ② アスベスト対策等に関する要望
（全国市長会 平成17年8月30日 アスベスト問題に関する緊急要望）
（全国市長会 平成20年11月）
- ③ 民間建築物へのアスベスト使用実態調査に関する緊急要望を行う。
（神奈川県・横浜市・川崎市 共同要望 平成17年9月5日）
- ④ 石綿健康被害の救済における費用負担に関する要望
（八都県市共同要望 平成18年6月13日）
- ⑤ 国家予算（環境保全関係）に関する提案・要望
（大都市環境保全主管局長会議 平成18年7月から平成23年7月、年1回）
- ⑥ 国の施策及び予算に関する提案
（政令指定都市 平成18年7月から平成23年7月、年1回）
- ⑦ 廃棄物に関わる要望について（アスベスト含有家庭用品の処理に関する要望）
（全国都市清掃会議 平成18年8月から平成22年7月、年1回）

4 アスベスト対策会議における対策の着実な推進（庁内関係各課）

- ① アスベスト対策会議において各対策の進行管理にあたり、必要に応じて対策の見直しを図る。
- ② 国の対策の動向、市民のニーズ、また各種対策の進捗状況等に応じて、対策の変更・拡充など、柔軟な対策を検討する。

アスベスト対応経過

【国内の動き】

【川崎市の対応】

特定化学物質等障害予防規則制定(以下特化則、S46.5)

1971年
(S46)

特化則改正:含有量5%超をアスベストとする(S50.10)
石綿等の吹付け作業を原則禁止

1975年
(S50)

石綿の代替促進通達(特にクロシドライト、S51)

1976年
(S51)

1987年
(S62)

吹付けアスベストを対象に公共建築物調査
365施設を調査、61施設で使用が判明

1988年

川崎市アスベスト対策推進協議会設置
平成元年までに除去・囲い込み等のアスベスト対策完了

大気汚染防止法(以下大防法)改正:石綿製品製造工場に
対し、敷地境界基準を10本/μとす規則を導入(H1.6)

1989年
(H元)

廃棄物処理法を改正:解体時に発生する飛散性の廃石綿
を特定管理廃棄物に指定(1987年以来行政指導で行って
いたものを法制化、H3)

1991年
(H3)

労働安全衛生法(以下、労安法)施行令:青石綿、茶石綿
の製造、輸入禁止(H7.4.1)

労安法規則改正:耐火建築物等における石綿除去作業に
関する計画の届出

労安法規則及び特化則改正:アスベスト含有量1%超をア
スベスト製品とする定義変更(H7.4.1公布)

1995年
(H7)

大防法改正:石綿使用建築物の解体・補修作業に対し、作
業基準の遵守を義務付け
(1987年以来行政指導で行っていたものを法制化、H9.4)

1997年
(H9)

市保育園でアスベスト含有吹付けロックウール建築材の使用が判明
558施設調査、9施設で使用が判明
平成11年までに除去・囲い込み等にて対策完了

1998年
(H10)

労安法施行令改正:アスベスト製品の製造等(製造、輸入、
譲渡、提供)原則禁止(H16.10.1)

2004年
(H16)

学校施設・保育園等の吹付けひる石等について調査

市立学校・保育園254施設結果公表(H17.10.25、H17.11.29) → 吹付け材
使用9校(うち、アスベスト1%超2校)。9校全て、H17年度内に対策完
了。

アスベスト対策会議設置(H17.8)

2005年
(H17)

・市有施設(学校・保育園を除く)の一次調査結果公表(H17.10.25) →
調査対象866施設、吹付け材の使用が認められたもの又は判断不可219
施設

・市有施設(学校・保育園を除く)の二次調査結果公表(H17.12.27) →
調査対象219施設、吹付け材の使用が認められたもの又は判断不可
159施設。

・市有施設(学校・保育園を除く)の三次調査結果公表(H18.3.24) →
159施設中、要対策15施設。
・要対策15施設の除去工事を完了(H18年度中)

大防法:規模要件撤廃、吹付けの他、断熱材・保温材・耐
火被覆材を追加(H17.3.1)

石綿障害予防規則施行(H17.7.1)

厚生労働省:製造輸入禁止石綿含有製品の在庫品の使用
停止を指導(通達)(H17.7.26)

労安法施行例改正:アスベスト含有率1%→0.1%に引き
下げ(H18.9.1)

大防法改正:建築物に加え、工作物の解体・改修も対象に
(H18.10.1)

2006年
(H18)

2007年
(H19)

厚生労働省:石綿障害予防規則に基づく分析調査の徹底
通知(アクリノライト・アンソフィライト・トレモライトの調査の

2008年
(H20)

・「庁舎等の一般公共施設96施設」の調査結果公表(H20.4.4) →アスベ
ストの検出なし(0.1%以下)

・「公立学校130校」の調査 → 4校からクリソタイトを検出したが、20
年9月に除去済み

徹底) (H20.2.6)

石綿障害予防規則改正:事前調査結果の揭示、隔離措置に関する規定の改正、電動ファン付き呼吸用保護具の使用等(H20.4.1)

厚生労働省:煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について通知(H24.9.13)
煙突内部に使用される石綿含有断熱材からの石綿飛散防止等について依頼(H24.9.13)

2009年
(H21)

2010年
(H22)

2012年
(H24)

・「市営住宅46団地」の調査 → アスベストの検出なし(0.1以下)
・特別遺族弔慰金等に係る周知事業実施

・平成9年度から平成18年度までに竣工した市有施設の1次調査及び2次・3次調査の予算化済み
・煙突断熱材等1次調査終了
・煙突断熱材等の2次・3次調査の予算化

・平成9年度から平成18年度までに竣工した市有施設(学校、保育園を除く)20施設について、2・3次調査を実施→いずれもアスベストの含有無し
・平成9年度から平成18年度までに竣工した学校、保育園111校について2・3次調査を実施→いずれもアスベストの含有無し
・上記調査において平成8年度以前に竣工した建築物アスベストの含有が疑われる吹付け材が見受けられたため38校について2・3次調査を行った→1校の一部にアスベスト含有あり

・調査済みの市有施設の屋根用折板断熱材からアスベストの含有が確認されたため、施設管理者に屋根用折板断熱材等の再調査を依頼

・平成8年度以前に竣工し、2・3次調査の結果吹付け材が確認された中学校1校に関しては、7月にアスベストの除去を実施

アスベスト飛散防止対策の制度化について
・今後のアスベスト環境対策について環境審議会に諮問(H22.4.22)
・環境審議会(H22.4.22、H22.10.27)
・環境審議会からの答申(H22.11.1)
・政策調整会議へ付議(H22.11.24)
・パブリックコメントを実施(H22.12.10～H23.1.11)
・政策調整会議へ報告(H23.1.27)
・条例一部改正案を議会に提出(H23.2.15)
・川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部改正案可決(H23.3.16)
・上記改正条例の公布(H23.3.24)
・上記改正条例の施行規則の公布(H23.3.31)

・平成19年度から実施している学校・保育園を除く市有施設における煙突断熱材及び配管保温材の調査の結果、配管保温材については161施設、煙突断熱材については64施設においてアスベストの含有が確認。その後、アスベストの濃度調査を実施したところ、配管保温材については10施設(11室)について飛散が確認され、煙突断熱材については、全ての施設において飛散は確認されなかった。

・既に調査済みであった北部市場で折板屋根用断熱材にアスベスト含有が確認されたため、各局により、吹付け材及び折板屋根用断熱材についての再調査を行ったところ、吹付け材について、3施設においてアスベスト含有が確認されたが、室内空气中にアスベストは確認されなかった。

国土交通省の調査により、石綿含有煙突断熱材の劣化により煙突開口部のある室内に石綿が飛散する恐れがあることがわり、厚生労働省及び環境省が関係機関及び地方自治体あてに労働者暴露及び石綿の飛散防止について通知したことから、平成25年2月7日に開催した川崎市アスベスト対策会議により、労働者暴露防止の観点から室内空气中の石綿濃度の調査を開始した。

【川崎市】 アスベスト相談窓口一覧

アスベストによる環境影響、健康被害等について、市民の皆さまの不安、質問に応じていくための相談窓口を次のとおり設けています。相談は午前8時30分から午後5時（土日祝日を除く）まで行っています。

相談内容	問い合わせ先	電話番号	
■市民の健康に関すること ■アスベストによる健康被害救済の申請に関すること	区役所保健福祉センター ー地域保健福祉課 （地域健康支援係）	川崎区	044-201-3211
		幸区	044-556-6648
		中原区	044-744-3261
		高津区	044-861-3313
		宮前区	044-856-3254
		多摩区	044-935-3301
		麻生区	044-965-5157
・アスベスト製品取扱い業務に従事した人に関すること（労働安全衛生法）	川崎南労働基準監督署（川崎区、幸区）	044-244-1271	
	川崎北労働基準監督署（上記以外）	044-820-3181	
■市内の建築物に関すること ・民間建築物（解体工事を除く） ・市立学校 ・市立保育園 ・市営住宅 ・その他の公共施設	まちづくり局建築監察課	044-200-3017	
	教育委員会教育環境整備推進室	044-200-3270	
	市民・こども局こども本部保育課	044-200-2660	
	まちづくり局住宅管理課	044-200-2951	
	所管課		
■建物の解体等に関すること ・吹付けアスベストがある建物解体工事等に関すること（大気汚染防止法） ・建物に使用されたアスベストの分別解体に関すること（建設リサイクル法）	環境局環境対策課	044-200-2526	
	まちづくり局建築指導課	044-200-3026	
■支援措置に関すること ・中小企業融資制度 ・民間建築物のアスベスト対策	経済労働局金融課	044-544-1846	
	まちづくり局建築監察課	044-200-3017	
■その他 ・アスベスト製品製造工場に関すること ・アスベスト廃棄物の処理処分に関すること（廃棄物処理法）	環境局環境対策課	044-200-2526	
	環境局廃棄物指導課	044-200-2581	

問い合わせ 環境局環境対策課 044-200-2526

川崎市アスベスト対策報告書

アスベスト対策会議事務局

環境局環境対策部環境対策課 TEL 044-200-2526

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-4-5-3-1-0-0-0-0.html>